No.197 2018/9/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

ロゴマークの税務上の取扱い

Q 弊社では今回、会社のロゴマークを作成しようと思っておりますが、その製作にかかったデザイン料は一度に経費にしていいのでしょうか？また、製作したロゴマークを商標登録した場合はどうなるのでしょうか？

解説

ロゴマークのデザイン料は税務上、繰延資産に該当します。ただし、商標登録した場合は商標権という無形固定資産としての扱いをうけるため、10 年で償却します。

1． 繰延資産

ロゴマークのデザイン料は、通常その支出の効果が 1 年以上の期間に及ぶものなので、税務上の繰延資産に該当します。そのため、20 万円未満であれば、広告宣伝費として支出時の費用として差し支えありません。20 万円以上であれば、繰延資産のうちの開発費として処理します。開発費は任意償却が認められていますので、いつでもいくらでも償却することができます。

2． 商標登録している場合

商標登録している場合は、無形固定資産の「商標権」として取り扱います。この場合、耐用年数 10 年、残存価額0円の定額法で均等に償却していきます。
なお、商標権として登録するための諸費用については、任意の償却が認められています。つまり、商標権の取得価額に含めても構わないし、取得価額に算入せずに支出時の損金とすることも可能ということです。

3． 更新登録のための諸費用の取扱い

商標権を登録して 10 年が経過した際の、更新登録のための諸費用の取扱いについてですが、これは他から取得して登録するためのものではないため、税務上、支出時の損金に算入することが認められています。

要するに…

ロゴマークのデザイン料は、まずは金額が 20 万円以上かどうかを確認します。20 万円未満ならば支出時の費用、20 万円以上ならば開発費として、任意償却できます。ただし、商標登録されている場合は、商標権として 10 年で均等償却します。